

特別職の就任について

本市教育委員会委員及び人事委員会委員の就任について、本日議会の同意が得られましたので、次のとおり、お知らせします。

教育委員会委員

教育委員会委員 森 祐美子 氏の任期満了に伴い、その後任者として、森 祐美子 氏を再任します。

	氏名	任期	備考
就任者	森 祐美子	令和8年7月1日～令和12年6月30日	認定特定非営利活動法人理事長
【参考】 退任者	森 祐美子	令和4年7月1日～令和8年6月30日	

人事委員会委員

人事委員会委員 水地 啓子 氏の任期満了に伴い、その後任者として、飯島 奈津子 氏を選任します。

	氏名	任期	備考
就任者	飯島 奈津子	令和8年7月1日～令和12年6月30日	弁護士
【参考】 退任者	水地 啓子	令和4年7月1日～令和8年6月30日	

【参 考】

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月法律第162号）【抜粋】

(任命)

第4条

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(任期)

第5条 教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

◆地方公務員法（昭和25年12月法律261号）【抜粋】

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、三人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

10 委員の任期は、四年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

お問合せ先

人事課長 吉岡 Tel 045-671-2055

GREEN X EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

